

**SUMMARY OF IMMIGRATION STEPS イミグレーション手順の概要**

**渡航前:**

- 労働許可/入国査証申請（該当する場合）
- ビザ申請 - イタリアで申請することはできず、居住国を管轄するイタリア領事館に個人で提出しなければならない

**入国後:**

- 警察署/移民統合事務局への登録：滞在契約および/または滞在許可
- 市役所での住民登録

|    | 渡航前   |   | イタリア入国時/入国後   |  |                                    |                          |  |
|----|---|---|---|--|------------------------------------|--------------------------|--|
| 手順 | 労働許可/入国許可申請（該当する場合）   | ビザ申請  | 8日以内に警察署/移民統合事務局で登録<br>滞在契約（該当する場合）および/または滞在許可  |  | 指紋採取                               | 滞在許可証の受領                 | 住民登録   |
| 場所 | 移民統合事務局/イタリア  | 申請者の住所を管轄する<br>イタリア領事館  | 移民統合事務局（滞在契約及び/ま<br>たは滞在許可申請書の取得）   | 郵便局<br>(滞在許可申請)  | 警察署                                | 警察署                      | 市役所  |
| 対象 | イタリアに拠点を置くイタリアスポンサー<br>会社/申請者の代理としてマツェスキ  | 申請者   | 申請者(マツェスキによるサポート)   | 申請者(マツェスキによるサポート)  | 申請者<br>(マツェスキによるサポート)              | 申請者<br>(マツェスキによるサポート)    | 申請者(マツェスキによるサポート)  |
| 備考 | 申請書を提出するだけでなく、当局は、承認を発行する前にすべての文書/証明書の提出日を通知する<br>マツェスキが申請者に代わって手続きするためには委任状が必要 | 申請者はビザ申請書を提出する<br><b>パスポートは領事館によって保管され、ビザが承認されると申請者に返却される</b> | 転勤者あるいはイタリア企業に雇用される労働者のビザ保有者は、滞在契約の手続きが必要<br>滞在契約は、仕事の期間や条件を確認するもので、入国から8日以内に、労働者およびスポンサー企業の代理人によって実行されなければならない<br><b>適切な住居施設が確保されていることの証明は必須</b> | 滞在許可申請は郵便局に提出する<br>領収書は一時的許可書となる<br><b>申請者は移民法に従ってイタリアに居住でき、該当する場合、就労開始可能となる</b> | 警察署は、身分証明と指紋採取のために申請者を呼び出し、書類を確認する | 警察署は滞在許可証を受領するよう申請者を呼び出す | イタリアに長期滞在する予定の方は、市役所の人口統計局（住民登録 - residenza）に登録する必要がある（このサービスは標準パッケージに含まれていない） |

1 外国の書類は、発行国において認証され、イタリア語に翻訳されなければならない。 認証/翻訳のサポートは標準パッケージには含まれていないが、発生した追加費用はクライアントが承認するものとする

2 入国時に、滞在契約書に署名および/または滞在許可申請書を取得するために移民統合事務局へ行くと、自動的に税コードが割り当てられる。 他の種類の申請については、税金コードの取得に関するサポートは標準パッケージには含まれていないが、発生した追加料金はクライアントが承認するものとする